

[事案 29-51] 契約内容確認等請求

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

転換後契約の内容は、募集人から受けた説明内容とは異なるものであったことなどを理由に、募集人が説明した内容での契約であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年に終身保険の契約更新の時期がきて、保険を変えずに（新契約にしないで）、生涯変わらない（定期保険特約以外は保険料が一定で）、生涯続く保障で、貯蓄性の高いものを変えないように依頼し、募集人からそのような保険にしたという説明を受けて契約したので、募集人から説明のあった契約内容にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換前契約の見直しにあたり、何度か申立人の自宅を訪問し、終身保険の保険金額および医療関係特約の保険期間も含めて複数のパターンの保障プランを提案しており、その中から、申立人は、自ら現在の転換後契約を選択している。
- (2)募集人は、終身保険の保険金額が 2,000 万円から 500 万円に下がること、および医療関係特約の保険期間が 15 年であることも含め、保障内容等を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が説明を受けた設計書および署名捺印した申込書には、主契約の保険金額および各特約の保険期間、契約転換であることが明示されており、当事者の事情聴取の結果によっても上記各書面の記載内容と異なる説明を募集人がしたとは認められないことから、申立人の請求する保障内容で契約が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。